

市立豊中病院特定行為研修導入支援業務 要求水準書

目的

この要求水準書は、市立豊中病院（以下「本院」という）における特定行為研修導入支援を目的とし、業務受託者（以下「受託者」という）に対して、本院が求める業務水準や手順を定める。

1. 業務名

特定行為研修導入支援業務

2. 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までとする。

3. 事業概要

本院と十分な連携を保ち、以下の業務を遂行すること。

- (1) 特定行為研修指定研修機関の承認にむけて、厚生局担当者へ提出するまでの厚生労働省指定の申請書類作成の支援
- (2) 補助金申請書類の作成の支援
- (3) 院内募集要項および審査基準の作成
- (4) 研修スケジュールの作成
- (5) 院内職員を対象とした説明会の実施
- (6) その他、研修導入準備にかかる相談・支援
- (7) 上記の実施により、令和 8 年 2 月の医道審議会の審査を受審できること

4. 病院の概況

- ・病床数：563 床（一般 549 床、感染 14 床）（令和 7 年 7 月現在）
- ・平均在院日数：9.9 日（令和 6 年度実績平均）
- ・入院 1 日平均患者数：479.4 人（令和 6 年度実績平均）
- ・平均稼働率：88.1%（人間ドック 5 床、感染症 14 床を除く）（令和 6 年度実績平均）

5. 運営その他に関する条件

- (1) 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は相当な知識と技術を有する従事者を配置すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本院と十分な連絡を保ち、研修方針については本院の指示に従い、承諾を得るものとする。また本院からは情報の提供等、業務の円滑な遂行に

協力するものとする。

- (4) 受託者は、本院に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (5) 受託者は、業務により知り得た事項について秘密を守り、他に漏らしてはならない。
また、契約終了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に本院の承認を得るものとする。
- (7) 受託者は、出席した各種打ち合わせの要点を整理し、提出するものとする。